

(平成21年2月12日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料（付加保険料を含む）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年1月から同年3月まで

親が生きていた時、事あるごとに、国民年金、厚生年金保険の別を問わず年金制度には加入しなければならないと言っていたので、17歳で厚生年金保険に加入してから60歳になるまで年金制度に加入し、保険料を納付してきたにもかかわらず、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料の納付状況をみると、昭和50年12月から平成元年11月までの国民年金加入期間のうち、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人は、納付意識が高かったと考えられる上、申立期間は1回で、3か月間と短期間である。

また、申立人は、国民年金保険料の納付について、送付された納付書により当時の住所地の役場等で納付したとしており、事実、①申立期間直前の昭和58年度の各期の保険料を、当時の住所地に所在する金融機関で各納付期限内に現年度納付していること、②申立期間直後の昭和60年4月から同年9月までの保険料を、同年10月4日に当時の住所地を管轄する社会保険事務所管内で現年度納付している状況が確認できることから、その申立てに不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月5日から27年5月27日まで

昭和23年2月から27年5月まで、A社B工場(現在は、C社D工場。以下同じ。)に勤務し、厚生年金保険に加入していた。

社会保険庁の記録上、申立期間については脱退手当金が支給されたことになっているが、A社B工場を退職後に脱退手当金を受給した記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4年5か月後の昭和31年10月15日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和28年5月25日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年4月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和41年4月25日）及び資格取得日（昭和42年5月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年5月から41年3月1日まで
② 昭和41年4月25日から42年5月1日まで
③ 昭和43年7月16日から46年9月まで
④ 昭和46年11月から47年1月14日まで
⑤ 昭和48年6月1日から同年7月まで

昭和38年5月から46年9月までA事業所に勤務していたのに、申立期間①、申立期間②及び申立期間③の厚生年金加入記録が欠落している。

また、昭和46年11月から48年7月までB事業所に勤務していたのに、申立期間④及び申立期間⑤の厚生年金加入記録が欠落している。

申立期間についても、A事業所及びB事業所に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、社会保険事務所の記録では、A事業所において昭和41年3月1日に厚生年金保険の資格を取得し、同年4月25日に資格を喪失後、42年5月1日に同事業所において再度資格を取得しており、41年4月から42年4月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の記録により、申立人がA事業所に勤務していたことが確認できる上、同事業所における雇用保険の資格取得日及び離職日

が申立人と同日である同僚（４人）は、いずれも厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できることから、申立人が同事業所に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間①については、A事業所は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和41年3月1日からである。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料もない。

申立期間③については、雇用保険の記録では、申立人のA事業所での離職日は昭和43年7月20日となっている上、同事業所は47年7月に全喪していることから、申立人が申立期間③において同事業所に勤務していたことが確認できない。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料もない。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は43年7月16日に被保険者資格を喪失したことが確認できる上、申立期間③においては整理番号に欠番も無く、申立人は厚生年金保険の被保険者になっていない。

申立期間④及び申立期間⑤については、雇用保険の記録では、申立人のB事業所での資格取得日は昭和46年12月30日、離職日は48年3月25日となっている上、B事業所は50年12月に全喪していることから、申立人が申立期間④及び申立期間⑤の全期間において同事業所に勤務していたことが確認できない。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料もない。

なお、B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立人は昭和47年1月14日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、48年6月1日に喪失したことが確認できる上、申立期間④及び申立期間⑤においては整理番号に欠番もなく、申立人は厚生年金保険の被保険者となっていない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①、③、④及び⑤に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されてい

ないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和41年4月から42年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和21年6月1日に訂正し、標準報酬月額については、昭和21年6月から10月までの期間は90円、同年11月から22年2月までの期間は420円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年6月1日から22年3月1日まで

昭和21年4月にA社に入社し、同社C支店で2か月間の新人研修を受けた後、同年6月に同社B支店に配属され、その後昭和57年12月に退職するまで同社で勤務していたのに、申立期間の記録が確認できないとされた。

A社に継続して勤務していたのは間違いないし、保険料は給与から支払っていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された従業員カード、勤務証明書及び事業主の「従業員の給与から長期間にわたり厚生年金保険料を控除しないままとしていたとは考え難い」との証言により、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和21年6月5日に同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和21年5月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、21年6月から10月までの期間は90円、同年11月から22年2月までの期間は420円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和38年9月22日に、資格喪失日に係る記録を同年10月17日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年9月22日から同年10月17日まで

昭和35年3月にA事業所へ入社後、37年8月17日からB事業所へ出向しC市で勤務していた。38年9月ごろ、事情があり同事業所D出張所へ戻っていたところ、出張所長であったE氏とA事業所の人事部長であったF氏の話合いにより、G事業所へ出向することとなった。

出向期間の給与についても、A事業所から支給され、給与から厚生年金保険料も控除されていたと記憶しているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

H健康保険組合から提出された健康保険被保険者台帳により、申立人が申立期間において、健康保険の被保険者となっていたことが確認できるほか、A事業所から提出された従業員名票及び同事業所の証言により、申立人が申立期間を含む昭和38年9月21日から39年6月31日までの期間において、G事業所への在籍出向を命じられたことが確認できること、及び同事業所が出向期間における申立人の給与について、38年4月21日までさかのぼって定期昇給させていることが認められることから、申立期間当時、同事業所が出向した者についても給与を支払うとともに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、G事業所が社会保険の適用事業所となった時期が昭和 38 年 10 月 17 日であることから、A事業所における資格喪失日を同年 10 月 17 日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 38 年 10 月の社会保険事務所の記録から、1 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月21日から同年6月1日まで

昭和63年5月21日にA社に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が同年6月1日になっていることに納得できない。

申立期間についても同社に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社からの回答、同社から提出された賃金台帳(写し)、労働者名簿(写し)及び雇用保険の記録により、申立人は昭和63年5月21日から同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年6月の社会保険事務所の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が社会保険事務所に提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書(写し)には、資格取得日が昭和63年6月1日と記載されており、事業主も保険料を納付していないとしていることから、事業主が同日を資格取得日として誤って届け、その結果、社会保険事務所は申立人の63年5月分の保険料の納入の告知をおこなっておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

私は平成 3 年 4 月 1 日から A 社で勤務していたが、6 年 5 月 31 日に退職させられ、同年 6 月 1 日から 7 年 2 月末まで、B 社で勤務していた。同年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間において、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

なお、申立期間当時、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは記憶しているものの、当時の状況を示す資料は持っていない。

第3 委員会の判断の理由

B 社の元事業主の証言により、申立人が、申立期間において、同社で勤務していたものと認められる。

しかし、B 社は、平成 6 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間において適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人自身が、平成 6 年 5 月 31 日に A 社を退職した後、自分で国民健康保険へ加入したとしている上、C 市の記録により、申立人が、同年 6 月 22 日から同年 10 月 2 日までの期間において、国民健康保険に加入していることが確認できることから、申立人が、健康保険及び厚生年金保険の被保険者資格の喪失を認識していたものと推認されるなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 6 月 16 日から 42 年 1 月 20 日まで
② 昭和 42 年 6 月 10 日から同年 9 月 11 日まで
③ 昭和 42 年 9 月 12 日から同年 11 月 12 日まで

昭和 41 年 6 月頃から 42 年 11 月頃まで、A社のB班に所属して勤務していた。当時、①の期間は上水道導水工事(C県)を、②の期間はDずい道追加工事(E県)を、③の期間はFトンネル工事(C県)を行っていた。

A社ほどの大企業で、しかも国の公共工事なので、厚生年金保険に加入していなかったとは考えにくい。

G公共職業安定所の失業保険被保険者証及びA社で当時工事していた施工証明書もあるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立期間①、②、③において、申立人が事業所で勤務していたことは確認できるが、申立期間のうち①、②の期間に勤務していることが確認できるH社については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できるほか、申立期間③に係る事業所については、管轄する公共職業安定所に記録が残されておらず、事業所を特定することができないため、厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することができない。

また、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していたとしているA社では、申立期間である昭和 41 年及び 42 年において、同社の職員名簿に申立人の名前が記載されておらず、社内管理用に作成した厚生年金加入台帳にも名前は無いとしている。

さらに、申立人は、第三者委員会が平成 20 年 12 月に照会した時点において、事業所での雇用形態は季節労働であったと回答しているが、これについて A 社では、季節労働者は日雇労働者という認識で、当時、厚生年金保険には加入させておらず、I 国民健康保険組合の健康保険に加入させていたとしていることから、申立人は、申立期間①、②、③のいずれにおいても、A 社において厚生年金保険の被保険者資格を取得していなかったと推認される。

加えて、申立人は、当時働いていた場所や時期についての記憶が、A 社から提出された施工証明書の内容と一致しないほか、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月25日から同年10月1日まで

昭和20年3月、A学校を卒業直後にB社へ入社し、C課へ配属された。空襲による焼け跡の整理等を終えた同年9月ごろから仕事を再開したが、同月中には退社した。当時の課長がD氏、係長がE氏、主任がF氏、職員としてG氏ほか女性が2、3人いたこと、及びA学校の同級生のうち卒業直後に同社へ入社した者としてH氏、I氏、J氏、K氏、L氏等がいたことを覚えている。

当時、厚生年金保険被保険者証及び健康保険証の交付を受けた記憶はないものの、同級生が厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の年金記録により、期間及び勤務状況は特定できないものの、申立人が、B社（現在は、M社。）に勤務していたものと認められる。

しかし、申立人は、申立期間当時、B社から厚生年金保険被保険者証を交付されたこと、及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを明確には記憶していない。

また、申立人が、A学校の同級生で、自身と共に同校を卒業直後の昭和20年3月にB社へ入社したとする者のうち二人については、申立人と同様、申立期間において、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できないほか、20年3月に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者についても、その厚生年金保険記号番号の払出時期が21年7月ごろであることが確認できることから、同社が、同年7月まで在籍した従業員について、1年以上さかのぼって厚生年金保険に加入させたものと推認できる。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、貸金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。